

# 年間安全計画

はな交通株式会社

## 事業用自動車総合安全プラン2030を踏まえて

### 1. 基本方針

安全な輸送サービスの提供を実現するために、行政・事業者・利用者の【安全トライアングル】により、総力を挙げて事故の削減に取り組みます。

また、国土交通省が策定した「事業用自動車総合安全プラン2030」を踏まえ、当社においても輸送の安全確保を最優先課題として位置付け、継続的な改善に努めます。

### 2. 輸送の安全に関するPDCAサイクル

当社の輸送の安全に関する取組は、以下の14項目を基本として構築します。

1. 経営トップの責務
2. 安全方針
3. 安全重点施策
4. 安全統括管理者の責務
5. 要員も責任の・権限
6. 情報伝達及びコミュニケーションの確保
7. 事故、ヒヤリハット情報等の収集・活用
8. 重大な事故等への対応
9. 関係法令等の遵守の確保
10. 安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練
11. 内部監査
12. マネジメントレビューと継続的改善
13. 文章の作成及び管理
14. 記録の作成及び維持

### 3. 経営トップの責務

---

経営トップは、輸送の安全の確保のため、次に掲げる事項について主体的に関与し、事業者組織全体の安全管理体制を構築し、適切に運営します。

1. 関係法令等の遵守と安全最優先の原則を事業者内部へ徹底する。
2. 安全方針を策定する。
3. 安全重点施策を策定する。
4. 重大な事故への対応を実施する。
5. 必要な要員、情報、輸送施設等（車両、船舶、航空機及び施設をいう。）
6. マネジメントレビューを実施する。

### 4. 安全方針

---

経営トップは、輸送の安全の確保に関する基本理念として、安全管理に係る事業者全体の意図および方向性を明確に示した安全方針を策定します。

安全方針には、輸送の安全の確保を的確に図るため、少なくとも次の事項を盛り込みます。

1. 関係法令等の遵守
2. 安全最優先の原則
3. 安全管理体制の継続的改善等の実践

また、安全方針は従業員が理解し実践できるよう、できるだけ簡明な内容とし、社内への周知を効果的に行います。

経営トップは、安全方針の理解度および浸透度を定期的に把握し、その結果を踏まえて必要に応じて見直しを行います。

### 5. 安全運行に関する乗務員教育、健康

---

#### (1) 乗務員教育

国土交通省告示の「指導及び監督の指針」に基づき、教育項目13項目を掲載した年間教育計画を策定し、計画的に実施します。

また、指導監督指針に基づく教育のほか、当社独自の安全教育として、異常気象時の対応教育、非常用具の取扱い教育、救命救護講習等を実施します。

さらに、安全運転中央研修所等における高度な運転技能研修について、毎年2名ずつ受講させ、乗務員の安全運転技術および危険回避能力の向上を図ります。

## (2) 健康管理

健康起因事故防止のため、次の取組を実施します。

1. 年1回の定期健康診断の実施
2. 生活習慣病に関する検診の実施
3. 睡眠時無呼吸症候群（SAS）スクリーニング検査の実施
4. 受動喫煙対策の推進

## (3) 新たな健康管理の取組

2021年より、脳ドック受診については、全乗務員を対象に3年に1回の周期で実施できるよう、毎年2名ずつ受診させています。

今後も継続して、健康状態の把握と疾病予防に努めます。

# 6. 輸送の安全に関するその他の取り組み

## 1. 全国交通安全運動

春・夏・秋・冬の交通安全運動に積極的に参加し、乗務員はワッペンまたは腕章を着用して、安全意識の向上を図ります。

## 2. 制帽の着用

当社では、運転者としての自覚および安全意識の向上を図るため、乗務時に制帽を着用しています。なお、クールビズ期間（5月～9月）においては、体調管理への配慮から、制帽を着用しないこととしています。

# 7. 新技術の活用と導入

安全性の向上を図るため、運転支援装置を備えた車両の導入を積極的に検討します。

また、車両以外の分野においても、自動点呼機器の導入など、ICTを活用した安全管理体制の整備を進めます。

# 8. 車両に関すること

輸送事業は、運転者と車両がそろって初めて安全な運行が実現されることから、車両管理の徹底を図ります。

そのため、以下の取組を継続して実施します。

1. 車両点検に関する知識の向上
2. 軽微な故障発生時の対応方法の習得
3. 冬期におけるタイヤチェーン装着訓練
4. 1か月点検は乗務員自ら実施し、実践を通じて車両知識の向上を図る

## 9. 安全に関する重点施策

当年度の重点施策は次のとおりとします。

1. 輸送の安全に必要な設備投資および適切な人員配置を行う。
2. 安全に関する定期的な会議・話し合いを実施する。
3. 経営者は、社員からの意見・要望を定期的に聴取し、必要な改善に努める。
4. ヒヤリハット情報を年間を通じて収集し、教育および事故防止に活用する。
5. 飲酒運転の根絶を徹底する。
6. 運行前点呼時に血圧測定を実施し、健康起因事故防止を図る。

なお、重点施策のうち、継続的に目標達成が認められた項目については、重点項目から一般の安全施策へ移行することがあります。

## 10 年間安全計画について

本計画は年度当初に策定しますが、実施状況、社会情勢、事故・ヒヤリハットの発生状況等を踏まえ、計画内容が実態に見合っていないと判断される場合には、速やかに見直しおよび改善を行います。

## 11 年間安全計画一覧

実施項目	実施時期
1. 安全管理体制の継続（安全目標・達成状況）	4月
2. 健康診断の受診確認（SAS・脳ドックを含む）	4月
3. 春の交通安全運動	4月
4. 適性診断の受診の確認（初任・一般・適齢）	該当者随時
5. 救命救護研修（予約状況による）	通年
6. 初任運転者教育	該当者随時
7. 運行管理者講習	7月・10月
8. 安全マネジメントセミナーの受講（予約状況による）	通年
9. ヒヤリハット情報等の収集	通年
10. 定期点検・重点点検	通年
11. 夏の交通安全運動	7月
12. 安全会議（年2回実施）	8月・2月
13. 秋の交通安全運動	9月
14. 冬の全国交通安全運動	11月

15. 冬の踏切事故防止キャンペーン	11月
16. 安全運転証明の申請	11月
17. 年末年始輸送安全総点検	12月・1月
18. 整備管理者講習	2月
19. 内部監査・マネジメントレビュー実施	3月末まで
20. 安全運転中央研修所等における高度な運転技能研修（毎年2名）	該当者随時